

(平成26年1月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成20年3月22日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成19年3月から同年8月までは16万円、同年9月から20年2月までは19万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成19年4月及び同年5月について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月29日から20年3月22日まで

私は、A社に平成18年10月10日に入社し20年3月21日まで継続して勤務したが、年金事務所の記録では、19年3月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになる。

申立期間についても継続して給与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した平成19年5月分、同年6月分、20年2月分及び同年3月分の給料支払明細書並びにA社の事業主の供述により、申立人は同事業所に18年10月10日から20年3月21日までの期間において継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社に係る健康保険厚生年金保険被保

険者資格喪失届により、平成 22 年 6 月 14 日に、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 19 年 3 月 29 日と入力されている上、その時点で既に入力処理されていた申立人の同事業所に係る同年 9 月の標準報酬月額の時決定記録が取り消されていることが確認できる。

また、年金事務所が提出した A 社に係る滞納処分票から、申立期間当時において同事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 19 年 3 月 29 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を 20 年 3 月 22 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われる前の標準報酬月額の記録から、平成 19 年 3 月から同年 8 月までは 16 万円、同年 9 月から 20 年 2 月までは 19 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成 19 年 4 月及び同年 5 月については、申立人が提出した当該期間に係る給料支払明細書により、申立人は、前述の資格喪失処理が行われる前の標準報酬月額よりも高額な給与の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 19 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（熊本）厚生年金 事案 4967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和44年に入社し、平成12年に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支店から同社本社に異動した申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した従業員名簿及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年9月1日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和45年7月の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和45年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和46年9月11日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月1日から同年9月11日まで
② 昭和46年9月11日から同年10月16日まで

申立期間①について、A社C支店に勤務していた昭和46年9月1日に標準報酬月額が改定されていることが分かったが、ねんきん定期便では、その記録が反映されていないので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②について、A社C支店から本社へ異動し約1か月間の研修を受け、その後、同社D支社（平成元年5月10日に、同社B支社に名称変更）へ異動したが、同社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和46年9月11日にA社C支店から同社D支社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支社に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和46年10月の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票において、昭和46年9月1日に、標準報酬月額が6万8,000円から8万6,000円に随時改定されていることが確認できるものの、当該原票及びA社が提出した同社C支店の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、同年9月11日付けで、同社C支店における被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、厚生年金保険法第19条第1項の規定において、「被保険者期間を計算する場合には月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、申立期間①については、厚生年金保険の被保険者期間に算入することができず、制度上、当該期間の標準報酬月額については年金記録には反映されない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年4月1日、同資格の喪失日は20年8月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月1日まで

平成25年8月に年金事務所から、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和19年4月1日とする記録が判明したが、同資格の喪失日に係る記録が無いため、資格喪失日は同年5月1日とすることについて同意を求める旨の連絡を受けた。

しかし、A社の事業所が昭和20年の空襲により被災するまでは、同社に勤務していたので納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険の記号番号払出簿により、申立人が昭和19年4月1日に同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、同資格の喪失日を確認することができない。

一方、申立人の妻は、申立人から聞いた話として、申立人と一緒にA社に就職し、同社の事業所が空襲により被災したため、一緒にB市まで帰郷したとする同僚二人の姓名を挙げており、当該同僚二人は、前述の被保険者名簿により、昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間も被保険者記録が継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険被保険者記

録が確認できる同僚二人のうち一人が、申立人を含む4人がB市出身であり、A社の入社時の面接を一緒に受け、採用後は同社の同じ寮に居住していた旨供述していることなどから判断すると、申立人は申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人は昭和20年8月1日に、C社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年4月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の資格取得時（昭和19年4月）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から20円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月25日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月24日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の預金元帳及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給

され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、前述の預金元帳及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から4万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①、③及び④については、申立人は、A社から支給された賞与支給明細書を所持しておらず、前述の預金元帳を見ても、申立人に対し賞与が支給されていたことが確認できず、申立人は賞与の振込に関しては前述の預金元帳に係る口座以外は無いと供述している。

このほか、申立期間①、③及び④について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和51年3月にA社から関連会社であるC社（現在は、B社）へ転勤し、両社に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した人事記録及びC社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において継続して勤務し（A社から関連会社であるC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事記録では「発令年月日 51. 3. 16」と記載されていることが確認できるものの、グループの人事事務を一括して管理しているとするD社の担当者が、現在の取扱いは、月の途中で異動した場合には月の初日に所属していた事業所で給与を支給し、同月分の厚生年金保険料も控除している旨供述しているところ、当該供述内容が申立期間当時のC社の事務担当者及び申立人の供述内容とも符合することから、昭和51年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和51年

2月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日は13万2,000円、同年12月9日は13万5,000円、18年7月14日は14万円、同年12月15日は13万7,000円、19年8月10日は14万円、同年12月7日は14万3,000円、20年8月18日は11万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年8月10日
⑥ 平成19年12月7日
⑦ 平成20年8月18日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間については、申立人が提出したA社から支給された賞与に係る給与支給明細書及び当該期間に係る申立人名義の金融機関の「お取引明細」により確認できる賞与の振込日から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与支給明細書により確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成17年7月15日は13万2,000円、同年12月9日は13万5,000円、18年7月14日は14万円、同年12月15日は13万7,000円、19年8月10日は14万円、同年12月7日は14万3,000円、20年8月18日は11万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当らないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日は14万2,000円、同年12月9日は14万5,000円及び18年7月14日は14万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月14日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、当該期間に係る申立人名義の金融機関の「お取引明細」により確認できる賞与の振込日及び振込額並びに厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している給与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該

期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「お取引明細」並びに複数の同僚の給与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成17年7月15日は14万2,000円、同年12月9日は14万5,000円及び18年7月14日は14万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日は13万2,000円、同年12月9日は13万5,000円、18年7月14日は14万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月14日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、当該期間に係る申立人名義の金融機関の預金取引明細照会により確認できる賞与の振込日及び振込額並びに厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している給与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当

該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細照会並びに複数の同僚の給与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成17年7月15日は13万2,000円、同年12月9日は13万5,000円、18年7月14日は14万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当らないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成3年3月30日にA社の事業主等に対し、翌日の31日付で退職する旨の挨拶を行った。

私の記憶では、A社から受け取った平成3年3月の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社に係るオンライン記録により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「当時の資料が残っていないため、申立人に係る厚生年金保険に関する事務の取扱状況は不明である。しかしながら、申立人は平成3年3月31日付で退職しており、当社が申立期間に係る保険料を給与から控除したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を誤ったものと思われる。」と回答している。

さらに、申立人の給与が振り込まれていた金融機関口座の預金異動明細表により、平成3年3月の給与に係る振込額は、当該月直前の給与に係る振込額とほぼ同額となっており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成3年3月31日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 4976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日は14万2,000円、同年12月9日は14万5,000円、18年7月14日は15万1,000円、同年12月15日は14万8,000円、19年8月10日は15万2,000円、同年12月7日は15万5,000円、20年8月18日は12万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年8月10日
⑥ 平成19年12月7日
⑦ 平成20年8月18日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間については、当該期間に係る申立人名義の金融機関の「お取引明細」により確認できる賞与の振込日及び振込額並びに厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している給与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「お取引明細」並びに複数の同僚の給与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成17年7月15日は14万2,000円、同年12月9日は14万5,000円、18年7月14日は15万1,000円、同年12月15日は14万8,000円、19年8月10日は15万2,000円、同年12月7日は15万5,000円、20年8月18日は12万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当らないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日は14万2,000円、同年12月9日は14万5,000円、18年7月14日は15万1,000円、同年12月15日は14万8,000円、19年8月10日は15万2,000円、同年12月7日は15万5,000円、20年8月18日は12万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年8月10日
⑥ 平成19年12月7日
⑦ 平成20年8月18日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間については、申立人が提出したA社から支給された賞与に係る給与支給明細書及び当該期間に係る申立人名義の金融機関の「お取引明細」により確認できる賞与の振込日から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与支給明細書により確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成17年7月15日は14万2,000円、同年12月9日は14万5,000円、18年7月14日は15万1,000円、同年12月15日は14万8,000円、19年8月10日は15万2,000円、同年12月7日は15万5,000円、20年8月18日は12万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当らないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの期間、37年9月から38年2月までの期間、38年5月から40年8月までの期間及び44年11月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年6月まで
② 昭和37年9月から38年2月まで
③ 昭和38年5月から40年8月まで
④ 昭和44年11月から45年3月まで

昭和35年に地区で年金の説明会があり、妻が私の分も一緒に加入手続を行い、国民年金保険料も妻の保険料と併せて納付してくれていた。

また、私が会社を退職した都度、妻が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の発足当時及び会社を退職した都度、申立人の妻が申立人に係る国民年金の加入手続を行っていたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月7日に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認できるものの、申立人の国民年金被保険者台帳では、国民年金被保険者資格を同年4月1日に喪失し、44年11月1日に再取得していることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立期間①、②及び③に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る記録は、昭和60年7月10日又は平成25年11月6日に訂正又は追加処理されていることが確認でき、前述の申立人の供述と符合しない。

さらに、前述の国民年金被保険者台帳の記録並びにオンライン記録による申立期間①、②及び③に係る国民年金被保険者資格記録の処理日から、当該期間は、当時、国民年金の未加入期間であったと考えられる上、当該処理日時点において、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立期間④について、前述の国民年金被保険者台帳により、当該期間は未納とされており、当該期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記録は確認できない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月、同年7月、4年6月から同年8月までの期間、5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月及び同年7月
② 平成4年6月から同年8月まで
③ 平成5年2月及び同年3月

申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に納付してくれていた。申立期間について、妻は納付済期間と記録されているのに、私の記録は未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日に、厚生年金保険被保険者台帳の記号番号を基に付番されており、それ以前に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①、②及び③は、当時、未加入期間であり、国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③は、平成10年6月22日に国民年金被保険者記録の入力処理が行われたことにより未加入期間から未納期間となったものであり、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、当該処理日時点において、申立期間①、②及び③の保険料は、既に時効により納付することができない。

さらに、申立人及びその妻が申立人の申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 59 年 3 月まで

私は、申立期間当時、夫と同居しており生活保護を受給していた。申立期間に係る夫の国民年金記録は法定免除期間とされているが、私の記録は未納とされているので、申立期間を国民年金保険料の法定免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A市で夫と共に生活保護を受給していたので国民年金の法定免除期間であったと主張している。

しかしながら、A市B福祉事務所は、申立人の夫の生活保護の適用記録は、昭和 55 年 7 月 10 日から同年 7 月 31 日までであると回答しており、また、申立人の国民年金被保険者台帳の同年 8 月の欄に「法免消滅」と押印されていることを踏まえると、申立人について、同年 8 月 1 日に生活保護の適用が廃止されたことに伴い、保険料の法定免除の要件が消滅したものと考えられる。

また、申立人が申立期間後に転居したC県のD町（現在は、E町）の国民年金被保険者名簿では、申立期間は「未納」と記載されており、オンライン記録と符合する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を法定免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を法定免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 42 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 42 年 9 月まで

私は、私の元夫と長女の 3 人で A 村（現在は、B 市）に所在した私の実家で暮らしていた時期に、同村役場の職員から国民年金の加入勧奨があったので初めて国民年金に加入した。

国民年金保険料の納付については、加入手続をした当日、私が村職員に夫婦二人分を納付したが、納付した期間、納付した金額は記憶していない。その後の保険料は、村職員が私の実家に毎月 1 回集金に来てくれていたので、私が夫婦二人分を納付していた。

申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した時期については、A 村に所在した実家に居住していた頃であり、その年月は記憶していないものの、国民年金保険料については当該加入手続を行った日から納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和 43 年 1 月 31 日に払い出されていることが確認でき、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（昭和 56 年 9 月 1 日作成）において、国民年金被保険者資格の取得日は 42 年 10 月 25 日と記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで
② 昭和 52 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社B事業所（現在は、A社）に、C職として勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、同じような勤務形態の同期の同僚の一人の標準報酬月額と比較して低くなっているため、記録を訂正してほしい。

また、D社（現在は、A社）に異動した直後の申立期間②の標準報酬月額が、異動前の労働条件と変わらなかったにもかかわらず著しく低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した預金通帳の写しにより、当該期間のうち、給与として振り込まれていることが確認できる昭和 49 年 5 月、51 年 8 月及び同年 9 月の金額は、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認できる標準報酬月額より高額となっていることが確認できる。

しかしながら、A社は、当時の賃金台帳等の資料は残っていないことから、申立期間①に係る厚生年金保険料控除額については不明であるが、現在、保険料控除額は、標準報酬月額に基づいて控除していることから、当該期間においても標準報酬月額に基づかない保険料を控除した可能性は低いと考えている旨回答している。

また、前述の被保険者名簿において、申立人に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②について、A社が提出した申立人のD社に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人の資格取得時（昭和52年1月1日）の標準報酬月額が11万8,000円と記載されているところ、当該記録は、申立人のD社に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

また、A社は、D社に係る当時の賃金台帳等の資料は保管していないことから、申立期間②に係る厚生年金保険料控除額については不明であるが、保険料控除額は、前述のとおり決定しており、当該期間においても、標準報酬月額に基づかない保険料を控除した可能性は低いと考えている旨回答している。

3 申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで

私は、A社において、昭和 45 年に役員に就任したにもかかわらず、役員就任前の標準報酬月額と役員就任後の標準報酬月額の差が小さいので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社に係る法人登記簿謄本により、申立人は、昭和 45 年 5 月 30 日に当該事業所の役員に就任していることが確認できるものの、同事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間における申立人の報酬月額並びに申立人が主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した申立期間のうち昭和 47 年 4 月に係る給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、同被保険者原票により確認できる同期間の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者原票とオンライン記録は一致している上、同被保険者原票の標準報酬月額は、遡って低く訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

- 2 申立人は、A社において、役員として経理事務など会社全体の業務を統括していた旨供述しているところ、前述の者が提出した昭和 47 年 4 月、申立期間後である 48 年 1 月、同年 2 月及び同年 12 月に係る給与並びに同年

末賞与に係る給料明細書には、申立人の姓と同じ「B」の押印が確認でき、当該者は、申立人は総務事務及び経理事務の最終責任者であり、申立期間に係る給料明細書は申立人が内容を確認し押印していたと供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、申立人は、経理事務及び社会保険に係る事務の責任者であった旨供述している。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録の訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定する「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることができない。

九州（長崎）厚生年金 事案 4980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から同年 4 月 15 日まで

私は、A社に半年間勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が2か月のみとされていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社への入社の際、申立人の夫（申立期間当時の同僚）の記憶等から判断すると、申立人が申立期間の頃に同社に勤務していたことはいくつか分かる。

しかしながら、閉鎖登記簿によると、A社は、昭和 49 年 10 月 1 日に解散しており、当時の役員全員の連絡先が不明であり、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚6人のうち回答があった2人は、いずれも自身が同社に入社した日は同社における被保険者資格の取得日より相当前であった旨供述していることから、同社は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員について採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として姓名を挙げている11人のうち4人の姓名は、前述の被保険者名簿に見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4981

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 5 月 17 日から平成元年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成元年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 17 日から平成元年 8 月 1 日まで
私は、申立期間において、A業種のB事業所（以下「申立事業所」という。）に勤務していた。就職した当時は 18 歳であったが、正規の従業員であり、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 63 年 5 月 17 日から平成元年 7 月 1 日までの期間については、申立人及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所は申立期間当時に法人登記が行われていたことが確認できない上、申立人及び前述の同僚が申立事業所はA業種であったと供述しているところ、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、「個人事業所のA業種であれば、厚生年金保険法第6条第1項第1号の規定により任意適用事業所となることができる事業所に該当する。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立事業所が任意適用事業所となったのは平成元年 7 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、平成元年 7 月 1 日に厚生年金被保険者資格を取得したことが確認できる同

僚4人に照会したところ、回答があった3人が、申立事業所における自身の同資格の取得時期について、それぞれ、資格取得日より前から勤務していたが、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは資格取得日と同日だったので、記録は間違っていない旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立事業所が平成元年7月1日に任意適用事業所となる以前においては、申立人が厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成元年7月1日から同年8月1日までの期間については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により同年9月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる前述の同僚のうち一人が、「申立人は、自分が退職した時期と同じ頃か、1か月前ぐらいに退職した。」と供述していることから、当該期間において申立人が申立事業所において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明のため連絡が取れず、前述の同僚に聴取したが、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

また、申立事業所に係るオンライン記録では、申立期間において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月25日から21年3月2日まで
② 昭和21年10月17日から27年3月1日まで

私は、昭和19年12月8日にA社に入社し、27年2月末日まで継続して勤務したが、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録の照会を行ったところ、申立期間の同被保険者記録が無いことが分かった。A社において継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①の一部に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間のうち申立期間①の一部について同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A社は昭和24年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、当時の事業主は連絡先が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態、事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人に係る給与からの厚生年金保険料の控除に関する供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立期間①については、A社における厚生年金保険被保険者数が、当該期間より前の昭和20年7月と比較して半数近くに減少しており、申立期間②については、申立人が同社を同時期に

退社して一緒に帰郷したとする同僚二人の同社に係る資格喪失日は、昭和 21 年 10 月 17 日と記録されており、申立人の資格喪失日と一致している。

加えて、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から38年8月1日まで
② 昭和40年10月1日から41年7月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額よりも低額に記録されているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書により、申立期間①及び②の一部の期間について、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支給を受けていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和35年10月、36年5月、37年3月及び同年4月、38年4月から同年6月までの期間並びに申立期間②のうち、40年10月から41年1月までの期間については、前述の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額と同額であることが認められる。

また、申立人の申立期間①のうち、昭和35年11月から36年4月までの期間、同年6月から37年2月までの期間、同年5月から38年3月までの期間

及び同年7月並びに申立期間②のうち41年2月から同年6月までの期間については、申立人は当該期間に係る保険料控除額を確認できる給与明細書を所持しておらず、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、給与額や保険料控除額等は不明である。」と回答していることから、事業主による給与からの厚生年金保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4984

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 6 月 26 日まで

私は、昭和 45 年 3 月 1 日に A 社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 6 月 26 日と記録されている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に入社した時期は同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 45 年 6 月 26 日）より前の昭和 45 年 3 月 1 日であったと申し立てている。

しかしながら、適用事業所名簿により、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人に係る同社での勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除の状況などの供述を得ることができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除等に関する供述を得られない。

さらに、前述の同僚の中には、自身の記憶する勤務開始時期と被保険者名簿により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致していない者や、見習期間があった可能性もある旨供述する者がいることから、A 社は、当時、必ずしも全ての従業員について採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 45 年 6 月 26 日となって

おり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4985（福岡厚生年金事案 390、1466、4522 及び 4638
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 11 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 3 月 10 日から 41 年 12 月 21 日まで

国の記録では、私が、昭和 33 年 8 月から 41 年 12 月まで勤務した A 社、B 社及び C 社（現在は、D 社）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

当時は社会保険事務所（当時）の所在地も知らず、脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した事実も無く納得できないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい旨、年金記録確認第三者委員会に何度も申立てを行ったが、いずれも申立期間に係る脱退手当金の支給記録の訂正は認められなかった。

今回、新しい資料は無いが、私が脱退手当金を受け取っていないのは事実であるので再度申立てを行った。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正して、老齢厚生年金として支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主による代理請求がなされたことがうかがわれること、脱退手当金の支給決定までの一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成 20 年 10 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、上記の通知に納得できない、申立人が脱退手当金を受給していないことを証言する同僚等の証明書があるなどとして、再申立て及び再々申立てを行っているが、いずれも福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に平成 21 年 10 月 21 日付け、24 年 11 月 22 日付けでそれぞれ年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、前回の申立てにおいて、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給しておらず、オンライン記録における姓が違っていたことから、別人に支給された可能性があり納得できないので調査してほしいと申し立てているが、申立人に係る脱退手当金の支給決定が行われた当時は、脱退手当金の支給決定は、オンライン記録ではなく、健康保険厚生年金保険被保険者名簿等に基づいて行われており、同名簿等に記載されている申立人の姓名、生年月日等は、申立人のものと一致していることなどを理由として、既に福岡委員会の決定に基づき平成 25 年 4 月 25 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給していないのは事実であり、これまでの福岡委員会の決定に納得できないとして 5 回目の申立てを行っている。

しかしながら、前回の同僚照会で回答があった者とは別の複数の同僚に照会したものの、回答があった当該同僚からは、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述を得ることはできない。

また、申立人から新たな資料等の提出は無く、申立人の主張及びこれまでに得られた関連資料等を改めて検討しても、ほかに福岡委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 31 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 2 月に A 社に入社し、46 年 7 月末に同社の関連会社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の船員保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間については、その前後を通じて A 社の指示により B 社（現在は、C 社）所有の D 船舶に乗船していたはずである。

申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及びその前後を通じて、A 社の指示により B 社所有の D 船舶に乗船していたと主張している。

しかしながら、C 社は、「現在、A 社は当社の系列会社であるところ、当社には申立期間当時の A 社及び当社に係る乗船履歴票等は保管されておらず、申立人の申立期間に係る乗船船舶名及び船員保険料の控除については不明である。また、当社が保管している申立期間当時に当社又は A 社が作成したとみられる両社に係る『船員保険被保険者名簿』のいずれにおいても、申立期間における申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない。」と回答している。

また、B 社は、同社に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により昭和 42 年 4 月 1 日に船員保険の新規適用を受けていることが確認できるところ、被保険者名簿により申立期間における船員保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先が判明した 11 人（全員が昭和 42 年 4 月 1 日に A 社における船員保険被保険者資格を喪失し、同日に B 社において同資格を取得）に照会した結果、8 人から回答があり、このうち 3 人が

申立人を記憶しているものの、申立人が申立期間において乗船した船舶名等について記憶しておらず、当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除に関する供述を得ることができない。

さらに、B社に係る被保険者名簿において、申立人に係る船員保険の被保険者記録は確認できず、被保険者証記号番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、A社に係る被保険者名簿において、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日は昭和42年3月31日であり、同資格を同年7月1日に再取得していることが確認できる上、この記録はオンライン記録及びC社が保管している前述の「船員保険被保険者名簿」とも一致している。

また、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月20日から30年1月5日まで
② 昭和30年9月5日から32年5月13日まで

私が、申立期間①にA社B事業所及び申立期間②にC社に勤務した期間について、同社を退職後に脱退手当金を受給した記録となっているが、手続をした記憶は無い。

申立期間について、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給金額、支給年月日等が記載されているところ、その記載内容はオンライン記録上の脱退手当金の記録と一致している上、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。